



## 2 基本方針の策定について

### (1) 基本方針策定の背景

全国的な人口減少や少子化に伴い、みどり市においてもすでに一部の小中学校では小規模校化が進んでおり、将来的には市内の多くの学校が小規模校となることが予測されます。みどり市ではこれまでに大間々町小学校の統廃合や東町小中学校の義務教育学校への移行、笠懸小学校の分離・新設を行ってきました。また、学校施設については、これまでも部分的な補修や増改築、耐震工事等を行ってきましたが、一部の施設では、老朽化により大規模な改修、建替などを計画的に進める必要があります。

### (2) 基本方針策定の趣旨 ～よりよい教育環境と質の高い学校教育の実現～

本基本方針は、よりよい教育環境の構築と質の高い学校教育を実現するため、市立小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置の在り方、少子化に対応した魅力ある学校づくりなどに関する基本的な方針を策定するものです。

また、本基本方針は、個別の学校についての具体的な方策を示すためのものではなく、みどり市全体として、将来を見据えた学校適正規模及び適正配置に向けた基本的な考え方を定めるものです。

## 3 みどり市としての望ましい学校適正規模・適正配置

### (1) 学校適正規模・適正配置については、以下のとおりとする。

適正規模	(1) 1学年1学級以上(小学校は6学級以上、中学校は3学級以上)とすること。 (2) 小規模校を存続させる場合、「よさ」を生かし「課題」を補う方策を実施すること。 (3) 1学年の人数が15人以下(複式学級の可能性が出てくる人数)となった場合、学校統合や義務教育学校への移行により一定の学校規模を確保すること。
適正配置	(1) 通学時間は、通学方法にかかわらず片道45分以内となること。 (2) 徒歩通学は3キロメートル未満の距離となること。 (3) 小中学校の円滑な接続ができるよう学校区を見直すこと。 見直す時期については、学校施設の大規模改修や移転新築及び統廃合等に併せて行うこと。 (4) 施設の目標使用年数を見通し、改修や建替の検討を開始し、計画的な学校施設の整備を行うこと。

### (2) 学校規模・配置の適正化の検討にあたり、下記の事項について留意すること。

留意事項	(1) 「こどもの意見表明権(こども基本法、子どもの権利条約)」を考慮し、当該地区の児童生徒の意見を十分に聞くこと。 (2) 住民・保護者等と協議を重ね、関係者の理解と協力が得られるようにすること。 (3) 検討の際には、通学手段や通学距離及び通学時間、教職員の配置や負担、当該地域の地理的特性や歴史的背景、跡地利用を含めた学校施設の整備計画等も考慮すること。 (4) 近年の夏の酷暑により児童生徒の熱中症のリスクが高まっているため、学校区の見直しを行う際には、通学時間及び通学距離を短くすることを考慮すること。
------	---

#### 4 小規模校を存続する場合の方策

○ 小規模校を存続する場合は、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、以下のような方策を行う。

##### 【小規模校の「よさ」を生かす方策(例)】

- ・少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底
- ・個別指導、繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- ・地域の自然・文化・産業資源等を生かした特別なカリキュラムの編成
- ・地域との密接なつながりを生かした校外学習・体験活動の充実

##### 【小規模校の「課題」を補う方策(例)】

- ・小中一貫教育(義務教育学校)による一定の学校規模の確保
- ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実
- ・ICTの活用による他校との合同授業や遠隔授業
- ・小規模校間のネットワークの構築

#### 5 少子化に対応した魅力ある学校づくり

○少子化に対応した魅力ある学校づくりを実現するため、以下の取組を行ってまいります。

##### (1) 地域と協働した学校づくり

学校を核として、保護者や住民の皆さんと学校との絆を深め、一体となって学校を支えたり、地域活性化の推進につながったりすることを目指します。

##### (2) 魅力あるカリキュラムの導入等

地域の実情を踏まえながら学校統合や義務教育学校への移行等、地域との連携や学校間の連携を強化した魅力あるカリキュラムの導入を推進します。

##### (3) ICTを活用した教育や学校間連携等

ICTを効果的に活用した授業実践により、子供たちだけでなく教職員の業務効率化や負担軽減を図りながら、子供たちが主体的に学び、変化の激しい時代を生き抜く力を身に付けることを目指します。また、オンラインでの学校間連携による小規模校の協働的な学びの実現や不登校対応の充実を図ってまいります。

##### (4) 部活動の段階的な地域移行

部活動については、国の方針を受け、段階的に地域移行を目指します。地域移行に向けた制度整備を行い、できるところから徐々に移行していく予定です。

##### (5) 施設整備面での充実

###### ① 学校施設の複合化

将来的に学校の適正化により学校施設を新增築または改修を行う場合、図書館や公民館といった社会教育施設との複合化などについても検討します。

###### ② 学校給食施設の整備と食育

アレルギー対応室を完備した学校給食施設の整備や食育を通じて地域に貢献し、地域課題の解決に向けた拠点施設としての整備を検討していきます。

###### ③ 学校プール施設老朽化に対応する学校水泳指導の民間委託検討

学校水泳指導を民間のスイミングスクールに委託していくことで、上記の課題を解決するとともに、専門的な指導や安全確保、教職員の負担軽減につながるようにしていきます。

## 6 検討開始時期と地区別検討委員会の設置、検討対象について

### (1) 学校適正規模・適正配置の検討を開始する時期（＝地区別検討委員会設置時期）

- ・以下の時期を目安として地区別に検討委員会を設置の上、検討対象となる小中学校について具体的な検討を開始します。

#### 【学校規模からの視点】

- ・1学年の人数が15人以下となることが見込まれ、その後の児童生徒数の大幅な増加が見込めない状況であることが判断できる年度から5年をさかのぼる時期

#### 【学校配置からの視点】

- ・学校施設の目標使用年数の残年数を鑑み、改修等により目標使用年数の延長が見込めない状況であることが判断できる年度から5年をさかのぼる時期

### (2) 検討対象

- ・該当する中学校区及び隣接する中学校区内の小中学校

### (3) 地区別検討委員会の設置について

- ・検討開始時期に合わせて地区別に検討委員会を設置し、具体的な検討を開始しますが、笠懸町の学校施設老朽化の現状や大間々町の学校規模の現状、東町の地域活性化や他町との連携等を考慮し、早い時期に地区別検討委員会を設置し、検討を開始してまいります。
- ・学校適正化の検討においては、「こどもの意見表明権（こども基本法、子どもの権利条約）」を考慮し、当該地区の児童生徒の意見等を十分に聞くことや住民や保護者等と協議を重ね、関係者の理解と協力を得られるようにしていきます。
- ・地区別検討委員会では、次のような委員構成が望ましいと考えています。
  - ①住民の代表者（区長等）
  - ②保護者の代表者（PTA 会長等）
  - ③学校の関係者（学校長及び学校運営協議会委員等）
  - ④その他（みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員経験者等）



みどり市マスコットキャラクター  
みどモス

